

大阪市ふるさと寄附金

なにわの芸術応援募金

～大阪市芸術・文化団体サポート事業～

申込日 令和 年 月 日

フリガナ 氏名	
住所	〒
電話番号	

応援を希望する団体	寄附金額
1	円
2	円
3	円

ご寄附いただきますと、下記の特典があります。希望されない方は、をつけてください。

市長感謝状(10万円以上の寄附の方)

※大阪市外にお住まいの方が1万円以上の寄附をされた場合は、大阪市立ミュージアム御招待証をお贈りします。

ご寄附いただきますと、大阪市ホームページにおいて氏名を公表させていただきます。

希望されない方は、をつけてください。

氏名の公表を希望しません

申込書の様式データは、大阪市ホームページにも掲載しています。ぜひご活用ください。

アンケート 「なにわの芸術応援募金」を知ったきっかけは？

今後の広報の参考にいたしますのでご協力ください。

- チラシを見た(場所)
- ポスターを見た(場所)
- ホームページを見た(HP名)
- 団体からのPR()
- その他()

ご記入いただいた個人情報は、受領書の発行など大阪市への寄附金に関する業務以外には使用しません。

不 ふるさと寄附金で芸術・文化団体を応援しませんか

なにわの 芸術 応援募金

この募金は、大阪市ふるさと寄附金(ふるさと納税)のメニューのひとつで、登録団体の中から応援したい団体を選んで寄附できます。いただいた寄附金は、登録団体への助成金として役立てます。

寄附金額にあわせて住民税等が減額されます

ふるさと寄附金とは、生まれ育った場所など、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、「ふるさと」の自治体への貢献の気持ちを表す市民参加のスタイルです。応援したいと思う自治体へ寄附された場合、一定の限度まで住民税の減額など税制上の優遇を受けることができます。

【申込・問合せ先】大阪市経済戦略局文化部文化課

〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 8階
TEL: 06-6469-5174 FAX: 06-6469-3897
Email: ga0022@city.osaka.lg.jp

令和元年6月版

登録団体について

各団体の概要、PRについては、



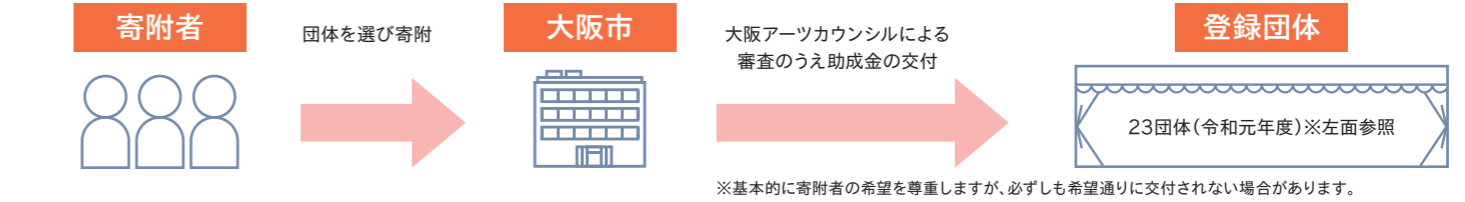
活動分野	登録団体名 <small>[]…通称 ()…活動内容など</small>
音楽	公益社団法人 大阪市音楽団 (吹奏楽)
	公益社団法人 大阪フィルハーモニー協会 (オーケストラ)
	公益社団法人 関西二期会 (オペラ)
	特定非営利活動法人 関西芸術振興会・関西歌劇団 (オペラ)
	特定非営利活動法人 関西ジャズ協会 (ジャズ)
	公益財団法人 関西フィルハーモニー管弦楽団 (オーケストラ)
	特定非営利活動法人 クラシックファンのためのコンサート (器楽・声楽・室内楽)
特定非営利活動法人 SAMGHA (邦楽)	
公益社団法人 当道音楽会 (邦楽)	
演劇	特定非営利活動法人 大阪現代舞台芸術協会 [DIVE (ダイブ)]
	特定非営利活動法人 発起塾
美術	特定非営利活動法人 キャズ
文楽	公益財団法人 文楽協会
能楽	公益財団法人 大槻能楽堂
	公益財団法人 山本能楽堂
大衆芸能	公益社団法人 上方落語協会
	公益社団法人 浪曲親友協会
	特定非営利活動法人 関西演芸推進協議会
	特定非営利活動法人 国際落語振興会
その他	公益財団法人 関西・大阪二十一世紀協会 (地域における芸術・文化の振興活動など)
	特定非営利活動法人 こえとことばとこころの部屋 [ココールム] (地域における芸術表現活動を通した人びとのつながりづくり)
	特定非営利活動法人 地域文化に関する情報とプロジェクト [recip (レシップ)] (地域における芸術に関する情報発信、調査、施設管理など)
	特定非営利活動法人 音楽文化芸術振興会 (谷町キッズポップフィルハーモニー楽団の活動など)



1回のお申込みで1万円以上の寄附をいただいた大阪市外在住の個人の方に、大阪市の美術館や博物館など7か所のミュージアムに入場できる「大阪市立ミュージアム御招待証」を、10万円以上の寄附をいただいた方に市長感謝状を贈呈しています。

大阪市が電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。
寄附をかたった詐欺行為には十分にご注意ください。

寄附金の流れ



寄附金額にあわせて住民税等が減額されます

■モデルケース

年収700万円の給与所得者が配偶者を扶養している場合

1万円を寄附

翌年度の住民税等^(※)から

減額 **8,000円**

実質負担額は **2,000円**となります。

※確定申告を行う場合は所得税と住民税、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は住民税からの減額となります。

■住民税から減額される額の目安

【配偶者を扶養している給与所得者がふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された場合】 (平成31年4月現在)

寄附金額	年収500万円の方の場合	年収700万円の方の場合
1万円	8,000円	8,000円
3万円	28,000円	28,000円
5万円	48,000円	48,000円
10万円	61,100円	98,000円

(上記の軽減額は目安のため、百円未満は切り捨てています。)

※住民税等から減額される額の詳細については個人の所得金額や所得控除額(扶養控除や社会保険料控除など)、寄附金額によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村までお問い合わせください。なお、大阪市にお住まいの方は、1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所市市民税等グループ(下記参照)までお問い合わせください。

- 梅田市税事務所** TEL.06-4797-2953
〈担当する区〉北区・西淀川区・淀川区・東淀川区
- 京橋市税事務所** TEL.06-4801-2953
〈担当する区〉都島区・旭区・城東区・鶴見区
- 弁天町市税事務所** TEL.06-4395-2953
〈担当する区〉福島区・此花区・西区・港区・大正区
- なんば市税事務所** TEL.06-4397-2953
〈担当する区〉中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区
- あべの市税事務所** TEL.06-4396-2953
〈担当する区〉阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区

寄附金(税額)控除を受けるための手続きについて

- 所得税の確定申告を行う場合** → 1月1日～12月31日に支払った寄附金について、翌年に確定申告を行うことにより、寄附金(税額)控除の適用を受けることができます。お手続きには、大阪市からお送りする寄附金の受領書が必要です。寄附金の受領書は大切に保管してください。
- ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される場合** → 本特例制度を利用すると、確定申告を行わずに寄附金税額控除の適用を受けることができます。制度の利用を希望される方には、大阪市から「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を送付します。申請書にマイナンバー法に基づく本人確認のために必要な書類を添付のうえ、大阪市あて申請してください。
※制度の利用には、確定申告が不要な給与所得者等であり、1年間のふるさと納税先の自治体数が5団体以内であるといった条件があります。

申込み方法 簡単にお申込みいただけます

- 裏面の申込書を郵送・ファックス・メールにより、大阪市経済戦略局文化課へお送りください。(大阪市ホームページからも直接お申込みいただけます。)
- 担当より専用の納付書をお送りします。(到着まで1～3週間程度かかります。)
- 専用の納付書により、お近くの金融機関の窓口やATM、インターネットバンキングなどで寄附金をお支払いください。(手数料は不要です。)
- ご入金確認後、受領書をお送りします。(ご自身で確定(還付)申告をされる場合は、申告に必要ですので、大切に保管してください。)

インターネット(大阪市ホームページ)からもお申込みできます。(クレジットカード・コンビニエンスストアでのお支払等)

※クレジット決済ならお申込みとお支払いが同時にできて便利です。

スマートフォン・パソコンで

法人の皆様からの寄附も受け付けています。

申込手続きは個人の場合と同様です。申込書の氏名欄に法人名、代表者役職、代表者氏名をご記入の上、お申込みください。寄附金の全額を損金算入できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。